

# 草加市教育委員会会議録

平成30年第9回定例会

## 平成30年草加市教育委員会第9回定例会

平成30年9月27日(木)午後1時10分から  
教育委員会会議室(ぶぎん草加ビル4階)

### 議 題

- |        |                                |
|--------|--------------------------------|
| 第49号議案 | 平成31年度当初教職員人事異動方針を定めることについて    |
| 第50号議案 | 草加市公民館運営審議会規則の一部を改正する規則の制定について |
| 第51号議案 | 平成30年度学校医の委嘱について               |
| 第52号議案 | 草加市文化財保護審議会委員の委嘱について           |
| 第33号報告 | 職員の人事に係る専決処理の報告について            |
| 第34号報告 | 県費負担教職員の人事に係る専決処理の報告について       |
| 第35号報告 | 草加市障害児就学支援委員会の答申に係る報告について      |
| 第36号報告 | 平成30年草加市議会9月定例会に係る報告について       |

---

### 出席者

教 育 長	高 木 宏 幸
教育長職務代理者	村 田 悦 一
委 員	小 澤 尚 久
委 員	加 藤 由 美
委 員	宇 田 川 久 美 子

### 説明員

教育総務部長	今 井 規 雄
教育総務部副部長	本 間 錦 一
教育総務部副部長	青 木 裕
教育総務部副部長	野 川 雄 一
総務企画課長	伊 藤 寿 夫
学 務 課 長	菅 野 光 三

教育支援室長	奥	村	勇
生涯学習課長	板	橋	克之
中央公民館長	上	野	恭正

事務局

名	倉	毅
山	岸	亮

傍聴人 0人

---

午後 1 時 1 0 分 開会

開会の宣言

高木宏幸教育長 ただ今から、平成 3 0 年教育委員会第 9 回定例会を開催いたします。

---

前回会議録の承認

高木宏幸教育長 事務局から前回会議録の朗読をお願いいたします。

————— 前回会議録の朗読 —————

高木宏幸教育長 ただ今、事務局から前回会議録の朗読がありましたが、これにつきましてご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」と言う者あり)

高木宏幸教育長 よろしければ、承認することとし、会議録への署名を行いたいと思います。

教育長・委員の署名

高木宏幸教育長 以上で、前回会議録の承認を終了します。

---

議案審議

高木宏幸教育長 ただ今から、審議に入らせていただきます。本日は、追加案件も含めまして、議案が 4 件、報告が 4 件となっております。

なお、委員さんの中で議題以外の教育全般に係るご質疑、ご意見等がございましたら、委員会終了後に意見交換の時間を設けておりますので、よろしくをお願いいたします。

---

第 4 9 号議案 平成 3 1 年度当初教職員人事異動方針を定めることについて

高木宏幸教育長 初めに、第 4 9 号議案につきまして、学務課長より説明させます。

説明員 平成 3 1 年度当初教職員人事異動方針を定めることについてでございます。

提案理由でございますが、平成 3 1 年度当初教職員人事異動を円滑に推進するに当たり、埼玉県教育委員会の「平成 3 1 年度当初教職員人事異動の方針について」に基づき、草加市教育委員会としての当該方針を定める必要を認めためたためでございます。別添参考資料に、県の平成 3 1 年度当初教職員人事異動方針を添付いたしました。昨年度との変更点はございま

せん。

草加市の方針といたしましては、1の基本方針にありますように、本市教育界の活性化、人材育成、教育水準の向上等を期すために、適材を適時に、適所に配置するために人事異動を推進いたします。

3の転任・転補の(2)にありますように、同一校在職7年以上の者については、積極的に異動を行い、在職10年以内に異動を行います。

(3)にありますように、新採用の教職員につきましては、採用後5年以内に異動を行い、原則として市町村間の異動を行います。

また、(10)にありますように、同一校在職3年未満、産休・育休中及び妊娠中の者、休職中の者の異動は行いません。

さらに、(11)にありますように、女性教職員の異動については、適性を考慮し、個々の能力が発揮できるように配慮いたします。

5ページに平成30年度との新旧対照表がございますが、下線を引いた年度以外に変更はございません。

説明は以上でございます。

高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

小澤尚久委員 この方針については、変わらずということですが、前回の平成30年度人事異動をするに当たって、今後への課題や改善点、反省等がありましたら、教えていただければと思います。もしあるようでしたら、平成31年度にどうかしていくかも教えていただければと思います。

説明員 大きな課題ではないのですが、やはり先生方の異動の希望、異動の意向が必ずしも7年以上の者から必ず出てくるわけではないこと、また、異動して3年未満でも異動したいという希望を出す者がいることです。校長先生がしっかりとその教職員と話し合い理解を得て、対応をしているところでございます。

ただ、採用後の5年以内の異動ということでは、草加市が異動をするわけではなく、南部教育事務所をお願いをしているので、異動対象の者全てが希望どおりの異動できるわけではありません。市外に出るケースもあるのですが、異動できずに草加市内に残るという者も、必ずというわけではないのですが、おります。ですので、こちらについては、南部教育事務所に働きかけをして、できる限りのお願いをしているところでございます。

村田悦一教育長職務代理者 年度以外の変更はないということですが、これは3年間ずっと変更がないと思うのですが、よろしいでしょうか。

説明員 女性教職員の異動についての適性が、29年度に少し変更が加わったことがあるのですが、それ以外の大きな変更はございません。

村田悦一教育長職務代理者 参考資料がありますが、県も変わらないということでしょうか。県について変わった、変わらないという説明がなかったのですが、変わらないという理解でよろしいでしょうか。

説明員 そのとおりでございます。

村田悦一教育長職務代理者 3年間ずっと変わらない中で、3の転任・転補の(2)、7年以上の者については積極的に、10年以内には必ず異動を行うということですが、この過去3年間の市内の教員だけで見ると、異動は平均で何年でしょうか。分かれば、小中学校別でお願いします。

説明員 平成30年度当初の平均ですと、小学校が7.3年、中学校は6.7年、平成29年度当初につきましては、小学校が6.6年、中学校は6.0年、平成28年度当初につきましては、小学校が6.8年、中学校は6.7年となります。

村田悦一教育長職務代理者 中学校は3年で1サイクル、小学校は6年で1サイクルなので、小学校が長くて中学校が短いと思っていたのですが、そこまで差はないのですね。

学校のよさや、地域、保護者とのつながり、そういうことを考えると、やはり10年を超えてはいけないのですが、特に小学校については、落ち着いた学級経営、学校生活を送るためには、少しでも長いほうが良いと思います。

この数字について、担当課長としてはどのような感想や考えをおもちかお聞かせください。

説明員 中学校は1、2、3年と、そのサイクルになることが多いということもありますし、また、教科の関係がございますので、思ったとおり人事がスムーズにいかず、逆に短くなって異動をせざるを得ないような状況になってしまうこともあります。また、本当なら7年、8年で異動をしなければいけないところ、その教科の異動ができないという場合もございます。ですので、その点を考慮すると6年から7年ぐらいなのかと思っています。

また、小学校につきましては、1年生から6年生までローテーションする教員はほとんどいないので、高学年が多い先生、低学年が多い先生と、ある程度のサイクルが先生方の中にあります。

その点では、7年、8年と長くいることによって、その学校に慣れ親しんでしまうことによ

る弊害も出てくると考えておりますので、その点では、地域との関係も3年、4年である程度でき、そこでその方の力をいかしていただいて、5年目、6年目となっていく。さらには、後輩の方に自分の仕事を引き継ぐという形で、7年程度で異動することがよろしいのではないかと考えております。

村田悦一教育長職務代理者 少し違うと思うところがあります。小学校では、確かに低学年、中学年、高学年の先生となってしまうと、それは逆に弊害だと思います。やはり誰もが1年生をもてるし、6年生ももてると、逆に、もたなくても、子どもたちを1年生から6年生まで6年間見届けるといことが、チーム学校と言えらと思います。担任だけが子どもを見るのではなくて、学校の職員として、教員がどのクラスの子とも見ていく。そういう意味で、やはり年数的には、入学してから卒業するまで、最低6年はいてほしいと思います。

ですから、皆が6年いられるわけではないのですが、教員の在校年数は、もう少し長くてもいいかと個人的に感じております。

続いて(3)です。ここで、「原則として」という言葉があります。最近、市町村間の異動、要するに経験人事ですが、5年経てば他市へ出るといことで、いろいろな状況もあると思いますが、実際にはいかがでしょうか。過去3年間、その対象者が何人いて、何人残ってしまったているのか。教員で小中学校別で、分かれば教えてください。

説明員 平成30年度当初になりますが、小学校は対象者が38人、その中で、市内に残ったのが12人です。中学校は、対象者が27人、市内に残ったのが9人です。平成29年度当初におきましては、小学校の対象者が41人、市内に残ったのが14人です。中学校は、対象者22人、市内に残ったのが7人です。平成28年度当初につきましては、小学校は対象者が42人、市内に残ったのが15人です。中学校は、対象者14人、市内に残ったのが7人でございます。

村田悦一教育長職務代理者 原則という言葉をどのように考えるかですが、南部管内で見ると、昨年度は小学校38人で、異動できなかった者が12人いるといことで、この数は他の市も同じなのか、草加市がちょっと多いのか、市によって状況が違ふと思いまるので、原則を踏まえた、南部12市町の異動の状況は、ある程度分かりますか。

説明員 これは、また市の規模や新採用の人数にもよりますが、大きな市、川口市については、やはり5年経験で市外に出ることはなかなか厳しい状況があることを伺っています。ただ、具体的な数字については、教えていただけないところがございます。

また、草加市につきましては、隣接している市町が南部といことを考えますと、片側だけ

になってしまい、東部に異動を希望する教員もいまして、その点で異動については、事務所間でなかなか難しい部分があると感じております。

村田悦一教育長職務代理者 当然、これを受けまして、校長会で説明をして、校長先生は教職員に説明をしていくこととなります。例えば、教職員から、この3の(3)の「原則として」というのはどの程度ですかという質問が出ると、草加市の校長先生は何と答えているのでしょうか。

校長先生の姿勢は、この方針をどう受けしていくかということにも関わっていくと思うので、教育委員会としてどのように校長会議等、校長先生から質問があったときにお答えをしていくのでしょうか。

説明員 基本的には校長先生の言い方にもよってしまうかもしれませんが、教育委員会としましては、5年経験で、他市町に異動するということについては、とても貴重な経験だと思っていますので、そこは積極的に進めていきたいと思っております。

また、本人の異動希望、意向がどの市になるのかによっても多少変わってまいりますので、そこについては校長先生にはできる限りその教員の成長のためにも、他市町への異動はとても望ましいものだということは申し上げているところでございます。

ただ、それをどのような形で伝えているかとなると、その言い方、あるいはその受け止め方によっても変わってしまう可能性があります。

村田悦一教育長職務代理者 草加市としてはやはり、積極的に多様な経験のために、原則は異動するというところで、事情があって異動できない場合もあると伝えていくということですね。

もう一つ、(5)「教職員の視野を広め職務経験を豊かにするため、市町村間の異動を積極的に行う」ということですが、いつも人事異動が終わったときにどの程度異動があったのかお聞きすると、経験人事はあまりなくて、事務所や東部と南部、草加市の地理的位置によってなかなか難しいという気がします。

ただ、(3)との関連の中で、経験人事で出た人が、草加が良かったからまた戻ってきたいという人が、積極的に草加への意向を出せば戻って来られるかと思うのですが、過去3年間で、経験人事で出た人が何人ぐらい戻ってきているのか分かれば、教員で小中学校別で教えてください。

説明員 草加で初任者として5年経験した後に市外に行き、再度また草加市に異動した教員につきましては、平成30年度当初につきましては小学校が1人、中学校は0人でございます。平成29年度は小学校が2人、中学校が1人、平成28年度当初は小学校4人、中学校0人で

ございます。

村田悦一教育長職務代理者 まず、この実態について担当課長はどのような考え、感想をおもちですか。

説明員 異動をした教員がその市町で、それぞれの力を発揮していただいていると思っております。そのため、正直、本人の異動意向があっても、その校長先生が留めてしまっている部分が多々あるのではないかと考えています。

私の知っている教員の中でも、異動の希望を出してもなかなか戻れないということがあり、校長先生やその市町が、教員を手放さないという状況もあるのではないかと考えています。

村田悦一教育長職務代理者 私もそれは一理あると思うのですが、逆に1回出ると草加へ異動が出しづらいということがあるのではないのでしょうか。草加の働き方改革を含めて、勤務条件等の中で、もしそういうことがあれば、学務課だけの問題ではないのですが、人事担当者と連携をしながら、情報を集めてほしいと思います。草加で育って、また草加へ戻ってきて、子どもたちを教えていただくことが、私は良いと思います。

そういう意味では、異動は最大の研修と考えておりますが、今回、この方針で、学務課は担当課ですが、課長補佐や係長、指導主事等、今回の人事をどのように進めていくのか、人事異動の基本的な考え方というか、大事にしていこうと思っている部分など、もしそういうことがあればお聞かせください。

説明員 適材を適時に適所にということで、経験をした先生方のその経験年数、また、その方のもっている力、あるいは得意な分野がございますので、それを考慮して、市内あるいは市外への異動希望も含めて、できる限りその教員が活躍できる、あるいはその方が働きがいをもって教職を続けていくための励みになるような異動を実現していきたいと考えております。

村田悦一教育長職務代理者 ぜひお願いいたします。人事は、そういう意味では原則、公平、公正、厳正、この三つをしっかりと押さえて進めていくことが大事かと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

宇田川久美子委員 県に準じてつくられているのだと思うのですが、基本方針の中に、県のほうだと6に女性教職員という文言がありますが、草加のものにはそれがありません。

基本方針ではなく、転任・転補の(11)で女性教職員のことはあるのですが、教職員の個々のところが外れている理由を教えてください。

高木宏幸教育長 県教委は任命権者でありまして、県の人事異動方針で人事を進めています。私どもは服務監督権者で、市として実態を踏まえた人事異動方針を立てて、人事異動を進めて

いきます。

県の基本方針の1の(6)は、積極的な登用ということで、登用というのは、基本的には校長、教頭ということになりますので、そうした職への登用を決めるのは県教委であります。その精神を受けながら、市としてはこの転任・転補のところで、女性教職員の個々の力が十分発揮できるような人事異動を進めたいと考えております。

他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第49号議案につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

高木宏幸教育長 異議がないようですので、第49号議案については、可決といたします。

---

第50号議案 草加市公民館運営審議会規則の一部を改正する規則の制定について

高木宏幸教育長 次に、第50号議案につきまして、中央公民館長より説明させます。

説明員 草加市公民館運営審議会規則の一部を改正する規則の制定につきまして、説明をさせていただきます。

提案理由でございますが、草加市公民館運営審議会の会議につきましては、年6回、隔月に開催する旨の現在の規則にのっとり、開催するよう努めているところでございます。しかしながら、年6回は開催しておりますが、隔月開催はできていないのが現状でございます。また、年6回の開催につきましても、特に諮る内容がない場合にも何らかの議題をつくりまして、開催しているような状況がございます。このようなことから、審議会の種類、回数等を見直そうとするものでございます。

なお、審議会委員の皆様には、8月24日の審議会におきまして、ご意見を伺い、見直しについて賛同をいただいているところでございます。

それでは、改正の内容を説明させていただきます。草加市公民館運営審議会規則の一部を改正する規則の新旧対照表をご覧くださいと思います。

まず、第3条におきまして、旧の第1項の規定にございました、定例会と臨時会の区別を廃止するとともに、旧の第2項の規定を第1項に規定し、館長を、中央公民館長と明確にさせていただいております。次に、旧の第4条第1項に規定する、回数と隔月の記載を削除します。また、旧の第4条第2項の臨時会の規定を第3条第2項に開催要件として規定させ

ていただきます。なお、第4条につきましては、新たに、審議会の庶務を中央公民館で処理する規定を設けるものでございます。

説明は以上でございます。

高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

村田悦一教育長職務代理者 定例会は必ずしも隔月ではないけれども、年6回行われているということでしたが、臨時会については、過去3年間をとって、開かれたことはあるのでしょうか。

説明員 ないと聞いております。

村田悦一教育長職務代理者 そうしますと、この提案理由にありますように円滑かつ効率的に運営するためということ、逆に言えば、円滑かつ効率的に運営されていなかったのも、実態に応じて今回の改正を進めていくという理解でよろしいでしょうか。

説明員 まず、社会教育法の中で、公民館につきましては審議会の規定がございます。ここには、館長の諮問に応じ、事業の企画実施等について調査、審議するという項目があります。実際にはその審議、諮問をする内容がない中でも、報告だけのために会議を開いていたことがあります。そういったものは本来の趣旨から外れるのではないかとということで、改正後は、必ず何らかの議題を設けるような形で進めたいと考えているところでございます。

宇田川久美子委員 今、年6回ということで開催されていますが、改正後は予定として、何回ぐらい開かれる計画ですか。

説明員 現在のところ、必ず審議しなければならないものがあります。まず事業計画、それから事業報告です。これで計2回開催となります。1月と3月に開催予定ですが、また5月に、それを確定したものをもう一度ということで、3回は必ず開催します。

それ以外に、公民館まつりの報告など、様々な意見を伺うことも行っております。

今年度については、6回を5回にということで考えているところでございます。

高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第50号議案につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

高木宏幸教育長 異議がないようですので、第50号議案については、可決といたします。

第51号議案 平成30年度学校医の委嘱について

高木宏幸教育長 次に、第51号議案につきまして、学務課長より説明させます。

説明員 平成30年度学校医の委嘱についてでございます。

平成30年度の学校医の委嘱につきましては、平成30年3月22日、第3回教育委員会定例会において議決をいただきました。しかし、平成30年9月7日に草加八潮医師会から西町小学校及び花栗中学校の学校医であります深作勉様の交代依頼がありました。

改めて草加八潮医師会から西町小学校には星加義人様、花栗中学校には何川宇啓様をご推薦いただきましたので、新たに委嘱しようとするものでございます。委嘱の期間は、議決日から平成31年3月31日までとなっております。

説明は以上でございます。

高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

なければ、第51議案につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

高木宏幸教育長 異議がないようですので、第51号議案については、可決といたします。

---

第52号議案 草加市文化財保護審議会委員の委嘱について

高木宏幸教育長 次に、第52号議案につきまして、生涯学習課長より説明させます。

説明員 草加市文化財保護審議会委員の委嘱について、ご説明いたします。

提案理由でございますが、文化財保護審議会委員の任期が平成30年9月30日をもって満了することから、新たに委員を委嘱するものでございます。

今回、委嘱を予定しております6人の委員につきましては、再任委員4人、新任委員2人の構成となっております。男女比は男性5人、女性1人で、女性委員の構成割合は16.7%となっております。各委員の選出区分でございますが、文化財について高い識見を有する者6人であり、専門分野としましては、再任委員はそれぞれ、考古、民俗、文書、美術でございます。新任委員の専門分野は、郷土史が1人、建築が1人でございます。

説明は以上でございます。

高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

村田悦一教育長職務代理者 新任の方が2人ということで、この2人の方の職業等が分かれば教えてください。

説明員 初めに、實松氏につきましては、現在、春日部市郷土資料館館長でございます。また、菊地氏につきましては、現在、オガワホームアメニティサポート株式会社設計部に所属しております。こちらの方は1920年代のコンクリート建築の構造物を主に研究されていると伺っております。

村田悦一教育長職務代理者 5番の春日部市の郷土資料館館長は、公務員の方という理解でいいのですか。

説明員 はい。職業としては公務員として勤務されております。

高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第52議案につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

高木宏幸教育長 異議がないようですので、第52号議案については、可決といたします。

---

### 第33号報告 職員の人事に係る専決処理の報告について

高木宏幸教育長 続きまして、教育長に対する事務委任規則に基づき、専決処理の状況を報告させていただきます。

第33号報告につきまして、総務企画課長より説明させます。

説明員 第33号報告、職員の人事に係る専決処理の報告について、ご報告申し上げます。

この案件につきましては、本来であれば教育委員会の議決を経るべきところでございますが、緊急に処理する必要があり、教育委員会を招集するいとまがないと認め、平成30年9月1日付で職員の人事について専決処理をさせていただきましたので、これをご報告するものでございます。

内容につきましては、休職延長、主任、1件でございます。休職期間につきましては、平成30年10月31日まででございます。

説明は以上でございます。

高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

なければ、第33号報告につきましては、原案どおり承認することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

高木宏幸教育長 異議がないようですので、第33号報告については、承認といたします。

---

第34号報告 県費負担教職員の人事に係る専決処理の報告について

高木宏幸教育長 続きまして、第34号報告について、学務課長より説明させます。

説明員 平成30年8月の県費負担教職員の人事につきましてご報告をいたします。

1、育児休業が小学校教諭2件でございます。2人とも女性でございます。休職につきましては、中学校教諭が1件でございます。発令代替につきましては、小学校育休代員2件、中学校休職代員1件でございます。

説明は以上でございます。

高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

小澤尚久委員 休職の中学校教諭について、性別や年齢、状況等を教えてください。

説明員 中学校教諭につきましては、59歳の女性でございます。精神疾患ということで、今までも何度か繰り返しているのですが、今回、再び休職ということになりました。

高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第34号報告につきましては、原案どおり承認することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

高木宏幸教育長 異議がないようですので、第34号報告については、承認といたします。

---

第35号報告 草加市障害児就学支援委員会の答申に係る報告について

高木宏幸教育長 続きまして、事務の管理及び執行の状況を報告させていただきます。

それでは、第35号報告につきまして、教育支援室長より説明させます。

説明員 草加市障害児就学支援委員会の答申に係る報告をさせていただきます。

9月7日に実施いたしました第3回草加市障害児就学支援委員会の審議の結果を受けての報告でございます。

初めに、諮問事項(1)障がいがあると思われる児童・生徒のうち、通級による指導を含む特別な教育措置が必要と思われる児童・生徒に対する障がいの種類の判断、障がいの程度の判

断及び就学に係る教育的支援について報告させていただきます。

特別な教育措置1をご覧ください。

1、調査依頼人数、調査実施人数は、小学校在学児童47人でございます。

次に、2、障がいの種類の判断でございます。「障がい種を判断できるほどの課題は見られない」が2人、「知的障害」が16人、「情緒障害等」が27人、「視覚障害」が1人、「肢体不自由」が1人でございます。

続きまして、3、障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援です。「障がい種を判断できるほどの課題は見られない」の2人は、「通常学級で観察指導することが望ましい」と判断されました。

「知的障害」の中では、「知的障害特別支援学級で指導することが望ましい」が14人、「知的障害特別支援学校で指導することが望ましい」が2人ございました。

「情緒障害等」の中では、「発達障害・情緒障害の通級指導教室での指導を受けながら通常学級で指導することが望ましい」が6人、「自閉症・情緒障害特別支援学級で指導することが望ましい」が21人ございました。

「視覚障害」の1人は、「視覚障害の特別支援学校で指導することが望ましい」。「肢体不自由」の1人は、「肢体不自由の特別支援学校で指導することが望ましい」でございました。

次に、特別な教育措置2、ことば・きこえの通級による指導の判断結果でございます。

今回の調査依頼人数、調査実施人数は49人でございます。ことばに障がいがないと思われる児童は5人、ことばに障がいがあると思われる児童は44人です。

2、障がいの種類の判断は、「現段階では、ことばに限定した問題は認められない」が5人、「構音障害」が39人、「吃音」が5人ございました。

教育的支援につきましては、3にありますとおり、「現段階では、ことばに限定した問題は認められない」が5人、「自然に治癒することが見込まれる」が4人、「自然治癒の可能性も認められるため、継続して観察することが望ましい」が14人、「通級指導教室でことばの指導をすることが望ましい」が26人ございました。

続きまして、諮問事項(2)障がいがあると思われる就学予定児のうち、通級による指導を含む特別な教育措置が必要と思われる就学予定児に対する障がいの種類の判断、障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援について報告させていただきます。

1、調査依頼人数、調査実施人数は23人ございました。

次に、2、障がいの種類の判断でございます。「知的障害」が17人、「情緒障害等」が3人、「肢体不自由」が3人でございます。

続きまして、3、障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援です。

「知的障害」の中では、「知的障害特別支援学校で指導することが望ましい」が17人でございます。

「情緒障害等」の中では、「自閉症・情緒障害特別支援学級で指導することが望ましい」が2人、「知的障害特別支援学校で指導することが望ましい」が1人ございました。

「肢体不自由」の中では、「肢体不自由の特別支援学校で指導することが望ましい」が3人ございました。

説明は以上でございます。

高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

加藤由美委員 30ページの、肢体不自由の児童が1人、特別支援学校で指導することが望ましいとありますが、具体的な状況を教えていただきたいと思います。

説明員 二分脊椎症で、腰から下が動かないという子どもで、移動の際には、クラッチを利用して移動しております。荷物などは、友達に持ってもらったり、リュックを背負ったりしているということでございます。

小澤尚久委員 31ページの、ことば・きこえによる支援の子どもたちですが、問題なしとして5人上がっています。現段階では、ことばに限定した問題は認められないということで、問題なしとなっているのですが、この子どもたちは、例えば他の障がいがあるかどうか、何らかの支援が必要かどうか、それとも全く支援は必要ないのか、どういう状況が分かる範囲で教えていただければと思います。

説明員 基本的に、もし何かあれば「他障がい」に該当するのですが、今回の場合は大丈夫であるということです。

村田悦一教育長職務代理者 加藤委員の質問に関連して、小学校の児童は、何年生なのかということと、それから、その学校ではどういう支援をしているのかおうかがいします。車椅子で移動しているのか、保護者が来ているのか、あるいはその学校には階段にエレベーターが付いている学校なのでしょうか。

現在、草加市内の小学校で教育指導が行われているわけですから、しっかりと支援ができていのかどうか状況を教えていただければと思います。

説明員 学校の見解ですと、基本的にクラッチで移動はできています。階段も、1人で行けないことはないのですが、クラッチの片方を先生や友達に持ってもらって、昇り降りを見守るというかたちになっております。

5年生までは支援員がしっかりついておりました。6年生になったということもあり、ご家庭のコンセプトが、とにかく自立を目指すということなので、なるべく自分でやらせてほしいと要望が学校にありました。よって、近くで見守るということで、先ほど昇降機のお話もありましたが、一切使わずに、使ってしまうと筋力が弱ってしまうということもあるらしく、基本的に自分の力でできるようにしております。

現在は6年生ですので、担任とともに、クラスのお友達も、自然とそういうところではサポートしていただいているということです。

加藤由美委員 クラッチというのが分からなかったのですが。

説明員 腕に固定する杖です。

加藤由美委員 腕に、付けるような感じですか。

説明員 手と腕を使って動かします。

加藤委員 それで支えるというものです。

説明員 はい。

村田悦一教育長職務代理者 肢体不自由の児童は判断として、特別支援学校となっておりますが、該当する学校は、草加の近くや越谷にあるのでしょうか。それとももう少し遠くへ行かなくてはいけないのでしょうか。

判断が出て、実際には通学できなくて、市内の中学校へ通うことになるのか、今の時点では、肢体不自由の特別支援学校は、可能性として、この近くだとどこに進学をすることになるのでしょうか。

説明員 越谷に肢体不自由の学校がありますので、そちらに進学することは可能です。

村田悦一教育長職務代理者 これからは、保護者の意向など、この判断を受けてもう一度相談していくということですね。

説明員 はい。保護者に丁寧に寄り添い、相談して、どちらかを選ぶということになります。

村田悦一教育長職務代理者 では続けて、33ページ、就学予定児についてですが、10月23日から11月6日までの就学時健康診断の資料をいただきました。

ここでは、23人ということで報告がありましたが、新入予定児は、予定としては何人でしょうか。

説明員 学務課に確認したところ、現段階では1,953人ということです。

村田悦一教育長職務代理者 そうすると、1,953分の23というと、1.2%ですね。

ここで今私が知りたいのは、悩んでいて相談に来ている方はいいと思うのですが、相談に来られていない方が、今度は10月23日から始まる就学時健康診断を通して、学校から教育支援室に情報が来て、そこで関わっていくことになると思います。教育支援室では、来年度の新人予定児がこういった状況の中で、市長部局など、他の機関と連携をしながら進めるところがあると思うのですが、就学予定児の障がい等を心配されているような保護者に対して、どのような取り組みをしていくのかお話しいただければと思います。

説明員 就学時健康診断がありますが、そこから相談を始めますと、保護者に寄り添って相談をしていくには、期間が非常に短くなってしまいます。このときまでになるべく相談に来てほしいと思っているところです。

市では、年度当初に幼稚園や保育園に案内カード等を配布したりすることによって、その効果が広まってきて、幼稚園・保育園から、心配のあるお子さんについて相談するようにと、教育支援室を紹介していただいているパターンが非常に多くなってきております。その他に、子育て支援課や子育て支援センターと連携をとることが徐々に多くなってきましたので、早くに相談に来ていただくという活動をこれからも続けたいと思います。

今年度、一番有効だったと思うのは、あおば学園からの依頼に応じまして、教育支援室における就学相談について、出向いて説明したことです。そうしたところ、あおば学園からの相談が非常に増えましたので、今後もそのような活動を増やしていきたいと考えております。

高木宏幸教育長 今現在の、就学予定者で相談を受けている人数は何人ですか。

説明員 今、現在102人でございます。

---

### 第36号報告 平成30年草加市議会9月定例会に係る報告について

高木宏幸教育長 次に、追加提出いたしました第36号報告につきまして、総務企画課長より説明させます。

説明員 平成30年草加市議会9月定例会に係る報告について、ご報告をさせていただきます。

平成30年8月30日に開会されました、市議会9月定例会における上程議案、報告などの件数等を報告するものでございます。

平成30年市議会9月定例会につきましては、会期は8月30日から9月21日までの2

3日間開かれ、提出されました議案は33件、このうち教育委員会に係る議案は4件でございました。

議案につきましては、可決が31件、否決が1件、撤回が1件で、教育委員会に係る議案は全て可決承認されております。

議案質疑についてでございますが、2人の議員から通告がございまして、このうち、教育委員会関連が1件ございました。その項目でございますが、日本共産党、藤家議員より、学校施設維持管理事業といたしまして、小中学校のブロック塀の撤去・改修に係る補正予算、英語教育、国際理解教育推進事業といたしまして、ALT配置に係る債務負担行為、学校給食推進事業といたしまして、中学校における調理業務委託に係る債務負担行為、以上の3件となっております。

次に、一般質問でございますが、16人の議員から通告がございまして、このうち教育委員会関連は7人の議員から質問がございました。その項目についてご説明を申し上げます。

まず、1人目といたしまして、公明党の金井議員からは、災害にかかわる事柄についてとしまして、災害時における学校と行政の連携について、障がい児にかかわる事柄についてとしまして、教育支援室の相談体制などへの質問が行われております。

2人目といたしまして、日本共産党の後藤議員からは、川柳文化センターについてとしまして、図書室に関する質問が行われております。

3人目の公明党の広田議員からは、公共施設の整備の充実についてとしまして、中央図書館の空調設備に関する質問が行われております。

4人目の日本共産党の佐藤憲和議員からは、公共施設のエアコン設置についてと、学校給食についての質問が行われております。

5人目の無所属の田中議員からは、学校教育法施行令の一部を改正する政令及び学校教育法施行規則の一部を改正する省令についてとしまして、こちらにつきましては、保護者の有給休暇所得に合わせて、夏休み等の長期休業日の一部を授業日とし、休業日を分散させることで、児童生徒と保護者が体験的学習活動に参加できる環境づくりに関する質問が行われております。

6人目の日本共産党の平野議員からは、LGBTの方の権利擁護についてと、公文書、歴史的資料及び文化財の保護と活用についての質問が行われております。

7人目の自由市民クラブ、佐藤勇議員からは、市内社会教育関係団体及び地域各種団体についての質問が行われております。

説明は以上でございます。

---

高木宏幸教育長 続きまして、その他の報告がございましたらお願いいたします。

教育総務部長 特に用意ございません。

高木宏幸教育長 その他の報告がないようでしたら、次回の教育委員会の日程について事務局からお願いいたします。

教育総務部長 平成30年第10回定例会でございますが、10月23日火曜日、時間は午前9時から、場所はこちら、教育委員会会議室でお願いしたいと存じます。

どうぞよろしくお願いいたします。

---

#### 閉会の宣言

高木宏幸教育長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。

午後2時10分 閉会